

徳島県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局那賀庁舎において、令和八年二月六日から一週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月六日

徳島県知事　後藤田　正　純

道路の種類　一般国道

路線名		区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
新	旧	の別	新旧	員
一四・三・二五・六	九・七・一一・五	同	那賀郡那賀町木頭北川字石立山 五番二地先	員
一四・四	一四・四			